

<根拠法令>

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

第5条（略）

2から16まで（略）

17 この法律において「共同生活援助」とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うことをいう。

18から28まで（略）

（指定障害福祉サービス事業者の指定）

第36条（略）

2（略）

3 都道府県知事は、第一項の申請があった場合において、次の各号（療養介護に係る指定の申請にあつては、第七号を除く。）のいずれかに該当するときは、指定障害福祉サービス事業者の指定をしてはならない。

一から十一まで（略）

十二 申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から第六号まで又は第八号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十三（略）

（指定の取消し等）

第50条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第二十九条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一から七まで（略）

八 指定障害福祉サービス事業者が、不正の手段により第二十九条第一項の指定を受けたとき。

九から十二まで（略）

2及び3（略）